

# 第7章 令和7（2025）年に向けた地域の医療提供体制の構築（地域医療構想）

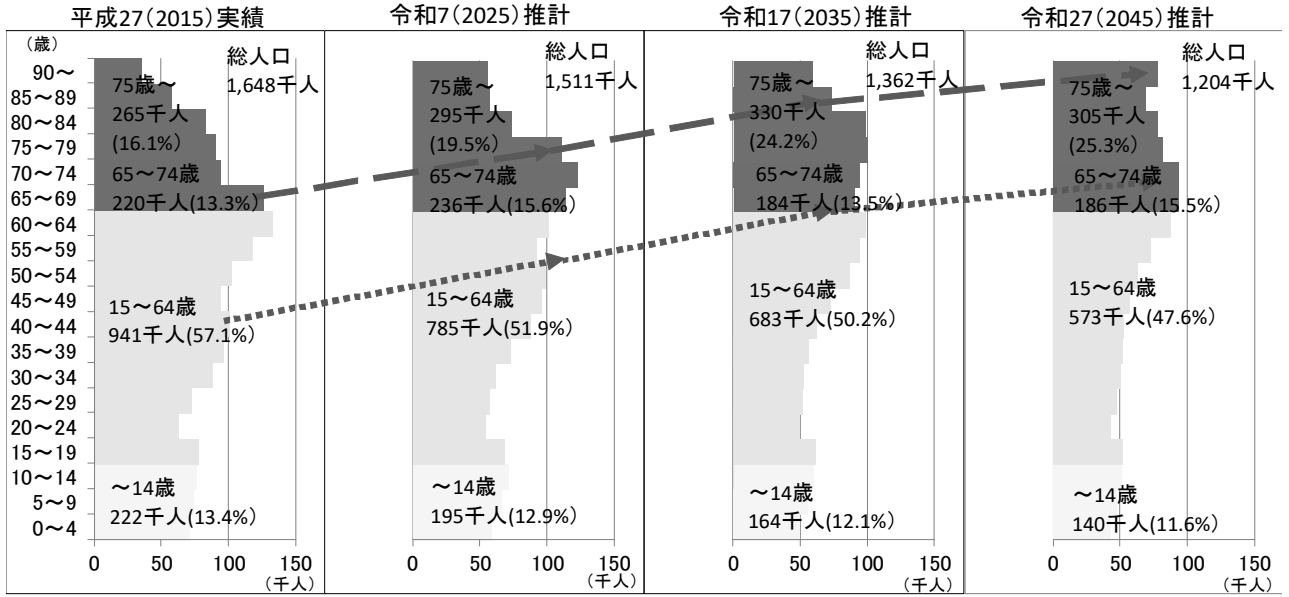
## 第1節 地域医療提供体制の概要等

急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能の分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があります。急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、また、過不足なく提供できる体制を県内各地域に確保できるよう、地域医療構想に基づき、地域において県民が安心して医療を受けられる体制を構築します。

### 1 地域医療構想策定の背景

- 急速に少子高齢化が進む中、我が国では令和7（2025）年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、全人口の18%を占める超高齢社会を迎えます。
- 社会保障給付費は平成24（2012）年度の109.5兆円（GDP比22.8%）から令和7（2025）年度の148.9兆円（GDP比24.4%）へ、急激な増加が見込まれています。
- 国においては、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年6月に「医療介護総合確保推進法」を制定し、関係法律について、所要の整備が行われました。
- 本県においては、総人口は平成27（2015）年の約165万人から令和27（2045）年には約120万人に減少することが見込まれており、年齢別に見ると、65歳以上人口は令和7（2025）年までの増加が見込まれていますが、75歳以上人口は令和17（2035）年までの増加が見込まれています。全国的には令和22年（2040）年に65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われており、鹿児島県は令和7年（2025年）にピークを迎える見込まれます。
- このような状況を踏まえ、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化・連携を進める必要があることから、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来あるべき姿を「地域医療構想（ビジョン）」として策定（平成28年11月）しました。

【図表7-1-1】本県の人口構造の変化



——▶ 団塊世代(1947～49年生まれ)  
 .....▶ 団塊ジュニア世代(1971～74年生まれ)

[国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月)]

## 2 地域医療構想の概要

- 県地域医療構想は、令和7（2025）年における地域の医療提供体制のあるべき姿を示すものです。
- 本構想においては、以下の内容を定めています。
  - ・ 構想区域
  - ・ 構想区域における将来の病床の機能区分ごとの必要量（必要病床数）
  - ・ 構想区域における在宅医療等の必要量
  - ・ 構想推進のための施策の方向性
- 本構想の実現に向けては、医療機関の自主的な取組及び医療機関をはじめとした関係者相互の協議を促進するため、県は構想区域ごとに、「地域医療構想調整会議」を設置しました。地域医療構想調整会議は、医療関係者や保険者、介護保険事業者等で構成し、主に以下の内容について協議を行っています。
  - ・ 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
  - ・ 病床機能報告制度による情報等の共有
  - ・ 医療介護総合確保促進法に基づく県計画に盛り込む事業に関する協議
  - ・ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

### 【図表7-1-2】都道府県知事の権限

#### 1 都道府県知事の権限

##### (1)「協議の場」(地域医療構想調整会議)の設置

- 都道府県は、地域医療構想の実現について、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。医療機関相互の協議により、地域医療構想を推進していくが、協議だけでは進まない場合には、都道府県知事が以下の措置を講ずることができることとする。

##### (2) 都道府県知事が講ずることができる措置

###### ① 病院の新規開設・増床への対応

- 都道府県知事は、開設許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付けることができることとする。

###### ② 既存医療機関による医療機能の転換への対応

###### 【医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合】

- 都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、転換にやむを得ない事情がないと認める時は、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請(公的医療機関等には命令)することができることとする。

###### 【「協議の場」の協議が調わず、自主的な取組みだけでは機能分化・連携が進まない場合】

- 都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請(公的医療機関等には指示)することができることとする。

###### ③ 稼働していない病床の削減の要請

- 医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、都道府県知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができることとする。

※ 改正前の医療法でも、公的医療機関等に対しては、都道府県知事が稼働していない病床の削減を命令することができることとなっていた。

##### ➡【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合の措置】

- 医療機関が上記の要請に従わない場合は、都道府県知事が勧告を行う。当該勧告にも従わない場合や、公的医療機関等が上記の命令・指示に従わない場合には、現行の医療法上の措置(管理者の変更命令や公的医療機関への運営の指示等)に加えて、医療機関名の公表等を講ずることができることとする。

[厚生労働省資料]

- 本構想の目標年次は、令和7（2025）年です。